

(点数の見直し)			
心腫瘍摘出術 (区分の見直し)	心腫瘍摘出術	38,500点	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術 1 単独のもの 40,400点 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの 60,100点 3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴うもの 82,000点
冠動脈結紮術 (区分の見直し)	冠動脈結紮術		(削除)
経皮的冠動脈形成術 (点数の見直し)	経皮的冠動脈形成術	22,800点	22,000点
経皮的冠動脈血栓切除術 (区分の見直し)	経皮的冠動脈血栓切除術	22,800点	経皮的冠動脈粥腫切除術 22,000点
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの) (点数の見直し)		23,900点	25,000点
経皮的冠動脈ステント留置術 (点数の見直し)		22,800点	22,000点

(区分の新設)

(新設)

冠動脈形成術 (血栓内膜摘除)

1 1か所のもの 47,300点

(項目の見直し)

2 2か所以上のもので 51,300点

冠動脈、大動脈バイパス移植術

(項目の見直し)

1 1本のもの 48,700点

2 2本以上のもので 81,300点

注 人工心肺を使用しない場合は所定点数に所
定点数の100分の30に相当する点数を加
算する。

(区分の新設)

(新設)

心室瘤切除術 (梗塞切除を含む。)

1 単独のもの 37,800点

2 冠動脈血行再建術を伴うもの

(区分の見直し)

55,600点

経皮的冠動脈血栓吸引術 15,000点

1 1箇所のもので 49,700点

2 2箇所以上のもので 53,900点

1 1吻合のもので 51,100点

2 2吻合以上のもので 78,000点

注 冠動脈形成術 (血栓内膜摘除) を併せて行
った場合は、10,000点を加算する。

冠動脈、大動脈バイパス移植術 (人工心肺を使
用しないもの)

1 1吻合のもので 58,800点

2 2吻合以上のもので 88,100点

注 冠動脈形成術 (血栓内膜摘除) を併せて行
った場合は、10,000点を加算する。

1 単独のもので 39,700点

2 冠動脈血行再建術 (1吻合) を伴うもの
58,400点

3 冠動脈血行再建術 (2吻合以上) を伴うもの
83,500点

(区分の新設)

(新設)

左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁
破裂修復術

- 1 単独のもの 50, 800点
- 2 冠動脈血行再建術(1吻合)を伴うもの
70, 200点
- 3 冠動脈血行再建術(2吻合以上)を伴う
もの 87, 800点

房室弁直視下切開術

房室弁直視下切開術

(削除)

(区分の見直し)

弁形成術

- 1 1弁のもの 43, 200点
- 2 2弁のもの 56, 300点
- 3 3弁のもの 68, 600点

- 57, 500点
- 72, 500点
- 85, 000点

(点数の見直し)

房室弁輪形成術

40, 300点

(削除)

(区分の見直し)

弁置換術

- 1 1弁のもの 58, 500点
- 2 2弁のもの 73, 400点
- 3 3弁のもの 85, 700点

- 57, 000点
- 71, 500点
- 84, 500点

(点数の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	経皮的動脈弁拡張術 22,800点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
大動脈弁上狭窄手術 (点数の見直し)		46,700点	49,000点
大動脈弁下狭窄切除術(線維性、筋肥厚性を含む。) (点数の見直し)		47,900点	50,300点
弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術 (点数の見直し)		59,000点	57,500点
(区分の新設)		(新設)	ダムス・ケー・スタンセル(DKS)吻合を伴う大動脈狭窄症手術 72,800点
ロス手術(自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術) (点数の見直し)		98,100点	103,000点
閉鎖性僧帽弁交連切開術 (区分の見直し)	閉鎖性僧帽弁交連切開術	22,900点	閉鎖式僧帽弁交連切開術 22,900点

(区分の新設)

(新設)

大動脈瘤切除術（吻合又は移植を含む。）

（項目の見直し）（注の変更）

- 1 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの） 88,800点
- 2 上行大動脈（その他のもの） 79,200点
- 3 弓部大動脈 104,000点
- 4 上行大動脈（大動脈弁置換及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術 136,000点
- 5 下行大動脈 63,100点
- 6 腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの） 51,700点
- 7 腹部大動脈（その他のもの） 49,500点
- 8 胸腹部大動脈 88,100点

注 自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。

動脈管開存症手術

（項目の見直し）

動脈管開存症手術 22,000点

経皮的僧帽弁拡張術 22,800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

- 1 上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの） 93,000点
- 2 上行大動脈（その他のもの） 75,300点
- 3 弓部大動脈 109,000点
- 4 上行大動脈（大動脈弁置換（形成）及び冠動脈再建を伴うもの）及び弓部大動脈の同時手術 143,000点
- 5 下行大動脈 75,300点
- 6 胸腹部大動脈 111,000点
- 7 腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの） 54,300点
- 8 腹部大動脈（その他のもの） 52,000点

（第3節へ移動）

動脈管開存症手術

1 経皮的動脈管開存閉鎖術 12,700点

(注の新設)			注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は 算定 しない。
			2 動脈管開存閉鎖術 (直視下) 22,000点
(区分の新設)		(新設)	血管輪又は重複大動脈弓離断手術 22,600点
(区分の新設)		(新設)	巨大側副血管手術 (肺内肺動脈統合術) 31,800点
大動脈縮窄症手術 (区分の見直し)	大動脈縮窄症手術	41,100点	大動脈縮窄 (離断) 症手術 1 単独のもの 41,100点 2 心室中隔欠損症手術を伴うもの 68,300点 3 複雑心奇形手術を伴うもの 119,300点
大動脈中隔欠損閉鎖術 (項目の見直し)		46,000点	大動脈肺動脈中隔欠損症手術 1 単独のもの 46,000点 2 心内奇形手術を伴うもの 59,000点
(区分の新設)		(新設)	三尖弁手術 (エプスタイン氏奇形、ウール氏 病手術) 79,000点

肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）

肺動脈弁直視下切開術

右室流出路形成術

右室漏斗状部狭窄切除術
（区分の見直し）

（区分の新設）

肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）

（区分の見直し）

肺静脈還流異常症手術

（項目の見直し）

心房中隔欠損作成術

心房中隔欠損作成術（直視下）

（区分の見直し）

肺動脈弁切開術（非直視下、ブロック法）

21, 800点

肺動脈弁直視下切開術

29, 600点

右室流出路形成術

48, 400点

右室漏斗状部狭窄切除術

1 単独のもの

35, 200点

（新設）

肺動脈形成術（肺動脈幹、主肺動脈を含む。）

1 総肺静脈還流異常のもの 77, 600点

2 部分肺静脈還流異常のもの

35, 600点

心房中隔欠損作成術

3 経静脈手技（ラシュキンド法）

8, 250点

心房中隔欠損作成術（直視下） 25, 800点

肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術

1 肺動脈弁切開術（単独のもの）

25, 000点

2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの

45, 700点

経皮的肺動脈弁拡張術

22, 800点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

（削除）

1 部分肺静脈還流異常 37, 000点

2 総肺静脈還流異常 81, 000点

心房中隔欠損作成術

1 経皮的心房中隔欠損作成術（ラシュキンド法） 6, 900点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は

(注の新設)

(区分の新設)

(区分の新設)

心室中隔欠損閉鎖術

右室漏斗状部狭窄切除術

(区分の見直し)

バルサルバ洞動脈瘤破裂手術

(区分の見直し)

(区分の新設)

(新設)

(新設)

心室中隔欠損閉鎖術

1 単独のもの 38,900点

2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの
49,100点

3 大動脈弁形成を伴うもの 51,600点

右室漏斗状部狭窄切除術

2 心室中隔欠損閉鎖を伴うもの
51,000点

バルサルバ洞動脈瘤破裂手術 47,300点

(新設)

算定しない。

2 心房中隔欠損作成術 25,800点

経皮的心房中隔欠損閉鎖術 25,600点

注 手術に伴う画像診断及び検査の費用
は算定しない。

三心房心手術 39,000点

心室中隔欠損閉鎖術

1 単独のもの 38,900点

2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの
49,100点

3 大動脈弁形成を伴うもの
56,000点

4 右室流出路形成を伴うもの
55,500点

バルサルバ洞動脈瘤手術

1 単独のもの 52,000点

2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの
59,000点

右室二腔症手術 53,000点

心内膜床欠損症手術

(区分の見直し)

(区分の新設)

ファロー四徴症手術

(項目の変更)

(区分の新設)

両大血管右室起始症手術

心内膜床欠損症手術

- 1 房室弁形成を伴うもの 53,200点
- 2 心室中隔欠損閉鎖を伴うもの
82,500点

(新設)

- 1 右室流出路と肺動脈の形成を伴うもの
78,000点
- 2 その他のもの 56,300点

(新設)

- 1 右室流出路形成を伴うもの 83,100点

不完全型房室中隔欠損症手術

- 1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術 (単独のもの)
36,000点
- 2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を
伴うもの 53,200点

完全型房室中隔欠損症手術

- 1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴う
もの 82,500点
- 2 ファロー四徴症手術を伴うもの
119,000点

右室流出路形成術を伴うもの

- 1 右室流出路形成術を伴うもの
71,000点
- 2 末梢肺動脈形成術を伴うもの
80,500点

肺動脈閉鎖症手術

- 1 単独のもの 92,000点
- 2 ラステリ手術を伴うもの
90,200点
- 3 巨大側副血管術を伴うもの
131,000点

- 1 単独のもの 72,000点

(項目の見直し)	2 その他のもの	58,300点	2 右室流出路形成を伴うもの	101,000点
			3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの(タウシツヒ・ピング奇形手術)	120,300点
完全大血管転換症手術	完全大血管転換症手術	83,200点	大血管転位症手術	
心房中隔欠損作成術	心房中隔欠損作成術		1 心房内血流転換手術(マスタートド・セニング手術)	82,400点
心房内血流転換手術(マスタートド手術)	1 非直視下(ブラロック・ハンロン手術)	22,900点	2 大血管血流転換術(ジャテーン手術)	100,900点
ジャテーン手術	心房内血流転換手術(マスタートド手術)	81,000点	3 心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	112,000点
(項目の見直し)	ジャテーン手術	87,600点	4 ラステリ手術を伴うもの	90,200点
			修正大血管転位症手術	
(区分の新設)	(新設)		1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術	52,000点
			2 根治手術(ダブルスイッチ手術)	162,500点
総動脈幹症手術		83,400点	119,800点	
(点数の見直し)				

三尖弁閉鎖症根治手術	三尖弁閉鎖症根治手術	68,500点	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術
単心室症手術（心室中隔造成術）	単心室症手術（心室中隔造成術）	104,800点	1 両方向性グレン手術 70,000点
（区分の見直し）			2 フォンタン手術 78,000点
左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）		95,100点	3 心室中隔造成術 146,000点
（点数の見直し）			124,000点
冠動静脈瘻手術	冠動静脈瘻手術	39,000点	冠動静脈瘻開胸的遮断術 39,000点
（区分の見直し）			
冠動脈起始異常症手術		54,700点	66,700点
（点数の見直し）			
（区分の新設）		（新設）	心室憩室切除術 41,000点
（区分の新設）		（新設）	心臓脱手術 113,400点
不整脈手術	3 Maze手術	64,300点	3 メイズ手術 64,300点
（名称の変更）			
体外ペースメーカー		6,630点	3,370点
（点数の見直し）			

ペースメーカー移植術 2 経静脈電極の場合 (点数の見直し)	13, 100点	6, 730点
ペースメーカー交換術 (電池交換を含む。) (区分の見直し)	ペースメーカー交換術 (電池交換を含む。) 6, 400点	ペースメーカー交換術 2, 200点
両室ペースメーカー移植術 (区分の見直し)	両室ペースメーカー移植術 13, 800点	両心室ペースメーカー移植術 20, 500点
(区分の新設)	(新設)	両心室ペースメーカー交換術 2, 200点
埋込型除細動器移植術 (点数の見直し)	17, 100点	13, 100点
埋込型除細動器交換術 (点数の見直し)	7, 310点	2, 200点
人工心肺 (1日につき) 1 初日 (点数の見直し)	25, 500点	24, 500点
植込み型補助人工心臓 (区分の見直し)	植込み型補助人工心臓 1 初日 (1日につき) 30, 000点	埋込型補助人工心臓 1 初日 (1日につき) 30, 000点

	2	2日目以降30日まで(1日につき)	5,000点
	3	31日目以降90日まで(1日につき)	4,000点
	4	91日目以降(1月につき)	6,000点
(区分の新設)			(新設)
(区分の新設)			(新設)
(区分の新設)			(新設)
(区分の新設)			(新設)
(区分の新設)			(新設)

	2	2日目以降30日まで(1日につき)	5,000点
	3	31日目以降90日まで(1日につき)	4,000点
	4	91日目以降(1月につき)	6,000点
		移植用心採取術	49,300点
		注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
		同種心移植術	104,100点
		注 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
		移植用心肺採取術	74,200点
		注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
		同種心肺移植術	150,000点
		注 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
		血管縫合術(簡単なもの)	3,130点

(区分の新設)	(新設)	上腕動脈表在化法	5,000点
(区分の新設)	(新設)	外シャント血栓除去術	1,680点
(区分の新設)	(新設)	内シャント血栓除去術	3,130点
動脈血栓内膜摘出術 (項目の見直し)	2 その他のもの 15,300点	2 内頸動脈 17,700点 3 その他のもの 15,300点	
(区分の新設)	(新設)	脳新生血管造成術	36,000点
(区分の新設)	(新設)	内シャント又は外シャント設置術	10,700点
(区分の新設)	(新設)	四肢の血管吻合術	10,700点
(区分の新設)	(新設)	血管吻合術及び神経再接合術(上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	10,700点
抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置 (区分の見直し)	抗悪性腫瘍剤動脈内持続注入用埋込型カテーテル設置 1 開腹して設置した場合 11,800点 2 四肢に設置した場合 10,500点 3 頭頸部その他に設置した場合	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置 1 開腹して設置した場合 11,800点 2 四肢に設置した場合 10,500点 3 頭頸部その他に設置した場合	

	10,800点		10,800点
腎血管性高血圧症手術 (区分の見直し)	腎血管性高血圧症手術	24,700点	腎血管性高血圧症手術(経皮的腎血管拡張術) 24,700点
血管塞栓術			
1 頭部、胸腔、腹腔内の血管に対するもの	12,700点		血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管) 12,700点
2 脊髄血管に対するもの (区分の見直し)	32,600点		
右肺動脈上大静脈吻合術(グレーン手術) (区分の見直し)	右肺動脈上大静脈吻合術(グレーン手術)		(削除)
内胸動脈心筋内移植手術 (区分の見直し)	内胸動脈心筋内移植手術		(削除)
(区分の新設)	(新設)		頸動脈球摘出術 10,800点
(区分の新設)	(新設)		大伏在静脈拔去術 10,200点
(区分の新設)	(新設)		静脈瘤切除術(下肢以外) 1,680点
(区分の新設)	(新設)		総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術

			32,100点
(区分の新設)	(新設)	脾腎静脈吻合術	20,800点
胸管ドレナージ法 (区分の見直し)	胸管ドレナージ法	(削除)	
リンパ節群郭清術 (項目の見直し)	7 後腹膜 11,100点	7 後腹膜 24,900点	
腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (区分の見直し)	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 18,100点	8 骨盤 14,700点	
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術 (両側) 20,800点	
(区分の新設)	(新設)	腹腔・静脈シャントバルブ設置術 6,730点	
(区分の新設)	(新設)	連続携帯式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術 12,000点	
(区分の新設)	(新設)	結核性腹膜炎手術 9,540点	
骨盤内臓全摘術 (点数の見直し)	68,500点	71,900点	
腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫縮	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫縮術	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	

術			
(区分の名称の見直し)			
内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・ 粘膜切除術	2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	4, 790点	2 早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術 11, 000点
(項目の見直し)			
(区分の新設)		(新設)	食道・胃内異物除去摘出術 (マグネットカテ ーテルによるもの) 3, 200点
(区分の新設)		(新設)	表在性早期胃癌光線力学療法 4, 970点
(区分の新設)		(新設)	胃局所切除術 10, 400点
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下胃局所切除術 20, 400点
胃切除術 (腹腔鏡 (補助) 下による ものを含む。)	胃切除術 (腹腔鏡 (補助) 下によるものを含 む。)		胃切除術
(区分の見直し)	注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場 合は、5, 500点又は2, 500点をそ れぞれ加算する。		(第3節へ移動)
(注の移動)			
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下胃切除術 1 単純切除術 30, 000点 2 悪性腫瘍手術 51, 000点

(区分の新設)	(新設)	注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、 5, 000点を加算する。
胃全摘術（腹腔鏡（補助）下によるものも含む。） (区分の見直し)	胃全摘術（腹腔鏡（補助）下によるものも含む。） 注1 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5, 500点又は2, 500点をそれぞれ加算する。	十二指腸窓（内方）憩室摘出術 20, 700点
(区分の新設)	(新設)	胃全摘術 (第3節へ移動)
幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術及び腹腔鏡（補助）下によるものを含む。） (区分の見直し)	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術及び腹腔鏡（補助）下によるものを含む。）	腹腔鏡下胃全摘術 1 単純全摘術 41, 900点 2 悪性腫瘍手術 69, 100点 注 遊離腸管移植を併せて行った場合は、5, 000点を加算する。
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下幽門形成術 15, 300点

(区分の新設)	(新設)	内視鏡下食道噴門部縫縮術	12,000点
腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	23,100点		22,700点
2 胆嚢摘出を含まないもの			
(点数の見直し)			
胆嚢摘除術(開腹によるもの)	胆嚢摘除術(開腹によるもの) 15,200点	胆嚢摘出術	15,200点
(区分の見直し)			
腹腔鏡下胆嚢摘出術	22,400点		20,300点
(点数の見直し)			
胆嚢悪性腫瘍手術	42,600点	1 胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	28,500点
(項目の見直し)		2 肝切除(葉以上)を伴うもの	50,500点
		3 膵頭十二指腸切除を伴うもの	65,300点
		4 膵頭十二指腸切除及び肝切除(葉以上)を伴うもの	112,000点
胆管悪性腫瘍手術	45,000点		47,200点
(点数の見直し)			

胆管外瘻造設術 (項目の見直し)	1 経腹腔によるもの	12,300点	1 開腹によるもの	12,300点
	2 経皮経肝によるもの	11,200点	2 経皮経肝によるもの	10,800点
(区分の新設)		(新設)	経皮的胆管ドレナージ	10,800点
			注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は 算定しない。	
先天性胆道閉鎖症手術 (点数の見直し)		36,000点		37,800点
肝膿瘍切開術 (項目の変更)	1 経腹腔によるもの	9,960点	1 開腹によるもの	9,960点
	2 経胸腔によるもの	12,200点	2 開胸によるもの	12,200点
肝切除術				
1 部分切除		19,600点		21,500点
2 区域切除		22,300点		26,300点
3 葉切除		41,200点		49,000点
4 拡大葉切除		59,000点		64,700点
5 拡大葉切除に血行再建を併せ行 う場合		65,500点		71,700点
(点数の見直し)				
(区分の新設)		(新設)	移植用肝採取術(死体)	56,800点

(区分の新設)

(新設)

膵体尾部腫瘍切除術

- | | |
|------------------------------------|---------|
| 1 膵尾側切除術（腫瘍摘出術を含む。）の場合 | 19,200点 |
| 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合 | 28,600点 |
| 3 周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合 | 33,300点 |
| 4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合 | 38,100点 |
- (点数の見直し)

膵頭部腫瘍切除術

- | | |
|--|---------|
| 1 膵頭十二指腸切除術の場合 | 52,600点 |
| 2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合 | 62,900点 |

注 肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

同種死体肝移植術 108,600点

注 肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

21,200点

30,000点

35,000点

40,000点

55,200点

66,000点

3 周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	66,200点	69,500点
4 血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	69,400点	72,900点
(区分の新設)	(新設)	膵管誘導手術 13,500点
(区分の新設)	(新設)	移植用膵採取術（死体） 46,800点 注 膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
(区分の新設)	(新設)	同種死体膵移植術 88,600点 注 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
(区分の新設)	(新設)	移植用膵腎採取術（死体） 70,000点 注 膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
(区分の新設)	(新設)	同種死体膵腎移植術 108,600点 注 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

腹腔鏡下脾摘出術 (点数の見直し)	23,500点	28,500点
腹腔鏡下腸管癒着剝離術 (点数の見直し)	15,300点	16,600点
小腸切除術 (注の)	注 自動縫合器を使用した場合は、2,500 点を加算する。	(第3節へ移動)
虫垂切除術 (点数の見直し)	6,420点	6,210点
結腸切除術 (項目の見直し)	3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術(腹腔 鏡(補助)下によるものを含む。) 注 結腸の全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手 術を行うに当たって自動縫合器を使用した場 合は、2,500点を加算する。	3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術 (第3節へ移動)
(注の変更)		
腹腔鏡下結腸切除術 (点数の見直し)	26,900点	35,700点
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術 41,700点
(区分の新設)	(新設)	ピックレル氏手術 13,700点

(区分の新設)	(新設)	内視鏡的大腸ポリープ切除術	5,360点
(区分の新設)	(新設)	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
先天性巨大結腸症手術（内視鏡下によるものを含む。）	先天性巨大結腸症手術（内視鏡下によるものを含む。）	先天性巨大結腸症手術	32,700点
(区分の見直し)	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、2,500点を加算する。	(第3節へ移動)	
(注の変更)			
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術	42,300点
人工肛門修整術	人工肛門修整術	人工肛門形成術	
(項目の名称見直し)		1 開腹を伴うもの	8,400点
直腸切除・切断術	1 切除術（腹腔鏡下によるものを含む。）	1 切除術	27,000点
(項目の見直し)	27,000点	2 低位前方切除術	44,200点
(注の変更)	2 低位前方切除術（内視鏡下によるものを含む。）	(第3節へ移動)	
	44,200点		
	注 自動吻合器又は自動縫合器を使用した場合は、5,500点又は2,500点をそれぞれ加算する。		
(区分の新設)	(新設)	腹腔鏡下直腸切除術	42,100点

(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下直腸低位前方切除術	53,400点
直腸脱手術 (項目の見直し)	1 経肛門によるもの	7,370点	1 経会陰によるもの	7,370点
痔核手術(脱肛を含む。) (項目の見直し)	1 硬化療法	1,380点	1 硬化療法	1,380点
			2 硬化療法(四段階注射法によるもの)	2,800点
(区分の新設)		(新設)	肛門括約筋切開術	1,380点
(区分の新設)		(新設)	脱肛根本手術	5,360点
(区分の新設)		(新設)	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
(区分の新設)		(新設)	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点
(区分の新設)		(新設)	肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
(区分の新設)		(新設)	高位直腸瘻手術	7,400点
鎖肛手術	3 仙骨会陰式	20,800点	3 仙骨会陰式	21,800点

(項目の見直し)	4 腹会陰、腹仙骨式(腹腔鏡(補助)下によるものを含む。)	37,900点	4 腹会陰、腹仙骨式	37,900点
仙尾部奇形腫手術 (点数の見直し)		23,500点		24,700点
(区分の新設)		(新設)	腹腔鏡下鎖肛手術(腹会陰、複仙骨式)	46,600点
毛巣嚢、毛巣瘻手術 (項目の見直し)	毛巣嚢、毛巣瘻手術	3,680点	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
腹腔鏡下副腎摘出術 (点数の見直し)		30,600点		31,000点
副腎悪性腫瘍手術 (点数の見直し)		34,100点		35,800点
(区分の新設)		(新設)	腎破裂手術	23,800点
経皮的尿路結石除去術(経皮的腎瘻造設術を含む。) (点数の見直し)		17,900点		18,800点
経皮的腎盂腫瘍切除術(経皮的腎瘻		18,200点		19,100点